

# 公益社団法人日本複製権センター (JRRC)の管理事業について

～複製利用許諾契約のご案内～



公益社団法人日本複製権センター

## 《公益社団法人日本複製権センターの概要》

**新聞、雑誌の記事、学術論文、小説、美術作品、写真、イラスト、漫画等の著作権のうち複製権等を集中管理している公益団体**

名 称 : 公益社団法人日本複製権センター(略称「JRRC」 ジェイ・アール・アール・シー)

Public Interest Incorporated Association Japan Reproduction Rights Center (JRRC)

所 在 地: 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階

設 立 : 1991(H3)年9月30日

(社団法人許可 1998(H10)年10月1日)

(著作権等管理事業者登録 2001(H13)年11月14日:登録番号第01008号)

(指定著作権等管理事業者指定 2002(H14)年3月7日)

(公益社団法人移行認定 2012(H24)年3月21日)

会員団体: 日本著作者団体連合

一般社団法人学術著作権協会

一般社団法人新聞著作権協議会

関係団体: 公益社団法人日本専門新聞協会

一般社団法人日本雑誌協会

一般社団法人日本出版著作権協会

# JRRCの事業について



## 【管理委託範囲・利用許諾条件】

- (1)日本の著作物であること
- (2)次の目的での**紙から紙への複写、ファクシミリ送信、電磁的複製**であること  
(②～④については**選択的に委託**することも可能)
  - ①譲渡を目的としない複写(使用料規程:第2節記載)
  - ②譲渡を目的とした複写及びその複製物の譲渡(使用料規程:第3節記載)
  - ③ファクシミリ送信(使用料規程:第4節記載)
  - ④譲渡を目的としない電磁的複製(使用料規程:第5節記載)
- (3)対象範囲が**少範囲・少部数・小規模**であること

「譲渡を目的としない」とは、組織内部での利用(内部利用)を意味します。

利用目的が異なれば、各部課それぞれが、ここにお示した範囲内で複製可能です。

※出版物全体の30%または60頁のいずれか少ない方であり、紙への複写20部以内、電磁的複製30人までの共有であること。

## 組織内で新聞、雑誌、書籍等の著作物を複製していませんか？

**業務目的で、新聞・雑誌等の記事又は書籍の一部分(以下「新聞等」という)を複製して利用する際には、権利者の許諾が必要です。**

**著作物の複製を主に行う部署(例:広報部門・秘書室等)に限らず、組織全体として正しい著作物の利用ができているかどうか、いま一度ご確認ください。**

次のような利用には権利者からの許諾が必要です⇒**JRRCは権利者に代わり許諾を出す公益団体**

- ・業務上の参考資料とするため、新聞等を複写する行為
- ・組織内で情報共有のために新聞等をコピーし回覧する行為 ※新聞の「クリッピングサービス」に該当の利用を除く
- ・新聞等をコピーし会議資料として利用する行為
- ・組織内のイントラネット上で新聞等のPDFを共有する行為
- ・テレワーク中に自宅にある新聞等を複製し、業務に活用する行為

etc.

# 組織内での著作物の複製利用をご確認ください

知らないうちに組織内で著作権侵害が発生しているかもしれません・・・

社会

## TX運行会社の著作権侵害を認定 本紙記事をスキャンして無断で社内ネットワークに掲載 東京地裁判決

2022年10月6日 18時12分



東京地裁、高裁などが入る裁判所合同庁舎=東京・霞が関

つくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京）が東京新聞の記事を無断コピーして社内ネットワークに掲載したとして、発行する中日新聞社（名古屋市）が約4240万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（柴田義明裁判長）は6日、著作権の侵害を認め、同鉄道に約192万円の支払いを命じた。

判決などによると、同鉄道は、TXが開業した2005年度から19年度までの間、TXや沿線地域に関する紙面記事をスキャンし、全従業員（約530～730人）が閲覧できるイントラネットに掲載していた。

判決は、事故の記事などについても「表現上の工夫をしている」として著作物と認定。少なくとも591本の記事の著作権が侵害されたとし、1記事当たり3000円の損害を認めた。

同鉄道を巡っては19年、本紙を含む新聞各紙の記事の無断利用が判明。中日新聞社は、長期間にわたり組織的に著作権侵害を繰り返したとして、20年2月に提訴した。日本経済新聞社も同様の訴訟を起こし、東京地裁で11月30日に判決の予定。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長のコメント 弊社が指摘した新聞記事について、「創作的な表現であり、著作物である」との判断が下されるなど、著作権侵害が認められたことは評価したい。ただし、賠償額に係る弊社の主張が認められなかった部分があり、その点については疑問もある。判決文を精査した上、今後の対応を考えたい。

首都圏新都市鉄道のコメント 判決文を精査していないのでコメントは差し控える。

（東京新聞2022年10月6日記事 利用許諾取得済）

本紙記事コピー 契約締結せずPDF化し共有  
松山市企画戦略課  
松山市の企画戦略課で、愛媛新聞の記事のコピーを許諾を得ることなくPDF化し、ファイルサーバーに保存し共有するという著作権侵害の疑いがある行為が2年半余り続いていたことが16日までに分かった。記事コピーの許諾は得ていなかった。同課によると、2020年度から市に関する同紙記事のスクラップを課内（20人弱）で閲覧後、記録用としてPDF化し、他課からもアクセス可能な企画戦略課名のフォルダーに保存していた。PDFの存在に気づいた他課の職員から著作権侵害に当たるという指摘を受け、愛媛新聞社に相談の上、データを削除したという。市は、日本複製権センター（JRRC、東京）と「複製物の複製を目的としない著作物の複写」について包括的な年間利用の契約を結んでおり、愛媛新聞を含めセンターが管理を委託している新聞などを小部分、少数コピーすることは認められている。ただし、PDF化して組織内で共有する行為は、複製の契約と併せて電磁的複製の複製を認めた上で、許諾を得ず利用しなければならぬ。市は結んでいなかった。センターによると、電磁的複製の契約で許される複製の頻度は1紙当たり月5本程度、保存期間は1カ月で、それを超える場合は著作権者とクリッピング契約を結ぶ必要がある。センターは一般論として「複写（アナログ複製）と電磁的複製（デジタル複製）の利用行為は全く別の行為であり、許諾を得ず利用

①つくばエクスプレスの運行会社が新聞記事をスキャンして社内LANに掲載していた著作権侵害事例地裁判決の報道。  
（2022年10月／2023年6月8日に知財高裁判決も出ている）

②松山市が愛媛新聞の記事を許諾なくPDF化して、ファイルサーバー共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。  
（2023年2月）

## ☑ JRRCの包括許諾契約はリーズナブルな価格設定です。

※少ないご負担で、全従業員が適法に複製いただけます。

- 紙から電磁的複製を含む許諾： 従業員一人あたり年間240円
- 紙から紙の複製の許諾のみ： 従業員一人あたり年間100円

### 【従業員一人あたりの標準単価】

年間利用許諾料(包括許諾・簡易方式の場合、[2024年4月現在](#))  
許諾期間:4月1日～翌年3月31日 ※「日経紙等」もご利用可能です。  
(研究費対売上費により標準単価が20%増減する場合がございます。)

	電磁的複製含む	複写のみ
標準単価	@240円	@100円
最低使用料	7,200円	3,000円

使用料規程は<https://jrrc.or.jp/aboutjrrc/disclosures/#a1>から確認いただけます。

### 【年間使用料シミュレーション】

※標準単価にて算出(2024年4月現在)

従業員人数	電磁的複製を含む	複写のみ
～30人	7,200円	3,000円
50人	12,000円	5,000円
300人	72,000円	30,000円
1,000人	240,000円	100,000円

☑ JRRCは新聞の他に雑誌、学術論文、小説、美術作品、写真、イラスト、漫画等の管理も行っています。

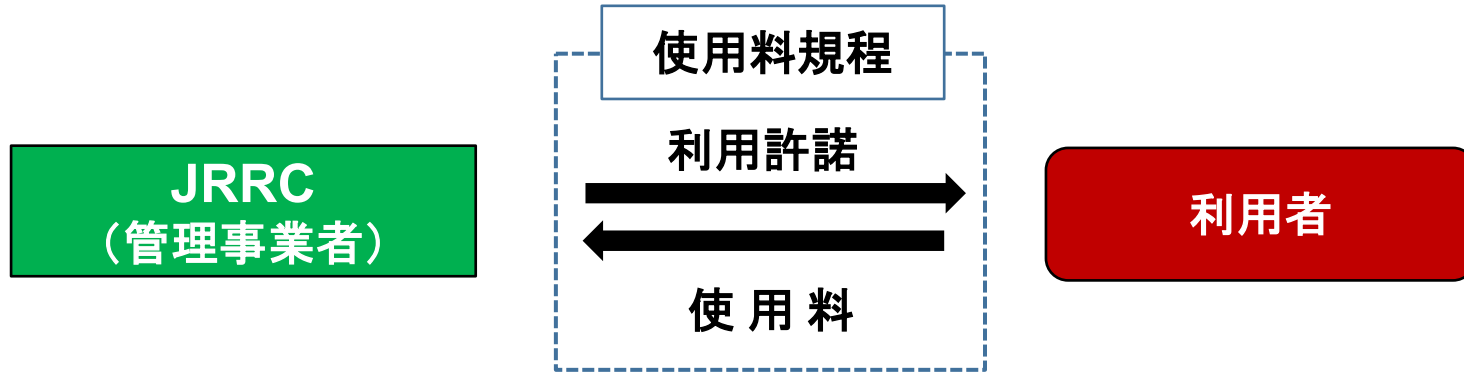
● 新聞： (一社)新聞著作権協議会(新著協\*)加盟の96紙(朝日・毎日・読売・産経等、ほぼすべての地方紙を含む合計65社)、日経4紙、専門新聞も30紙以上 \* CCNP <https://www.ccn.jp/>

● 雑誌・書籍： 約10万点

● 著作者： 約15,000人

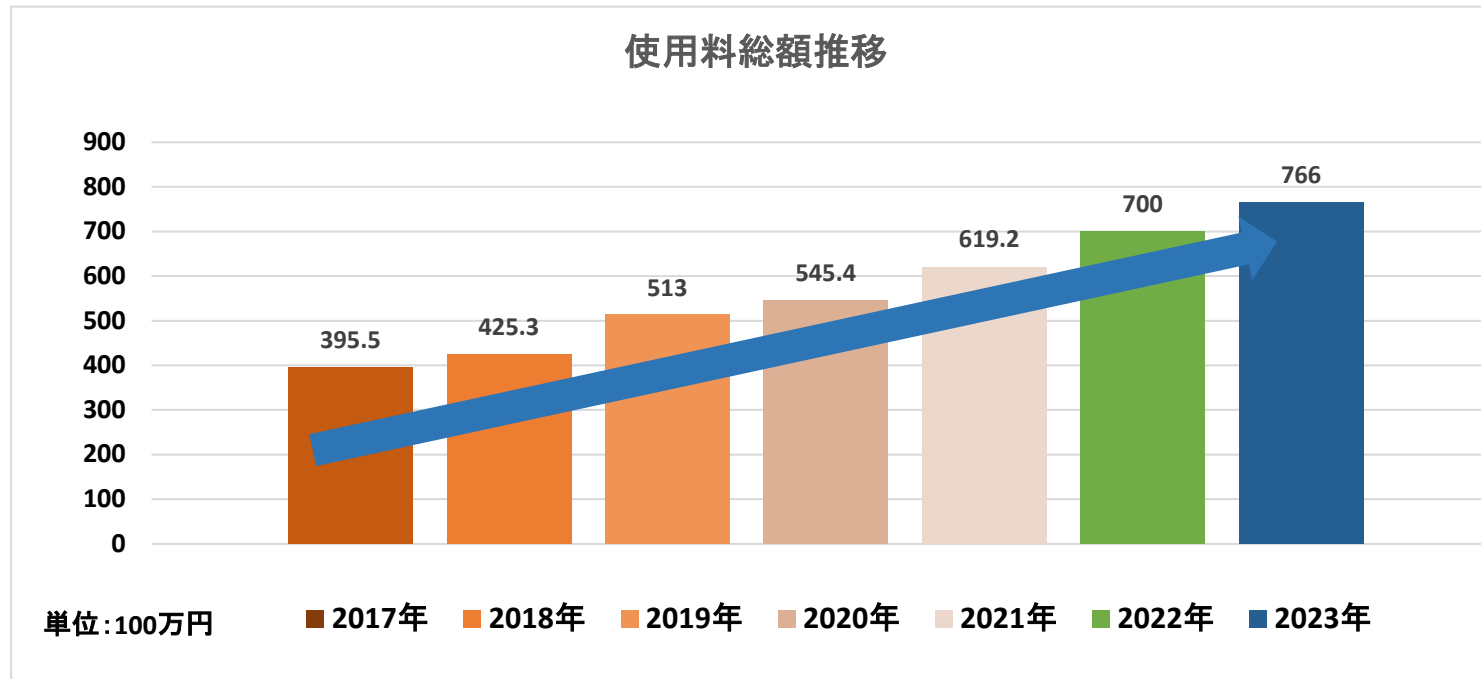
JRRC著作物管理データベースで検索→ <https://system.jrrc.or.jp/bibliography/search/>

# ☑ご契約者数は右肩上がりです。



利用契約者数 **約2,600件** (契約企業・団体数 **約5,500者**)  
 ※2024年3月31日現在 (主な契約者は上場企業・官公庁・教育機関等)

使用料総額 **約766百万円** (2023年度実績)





# JRRCご契約案内及びお問い合わせ窓口

契約に関するご相談・ご質問につきましては、以下の**お問い合わせ窓口**からお願い致します。  
電話でもメールでもどちらでも結構です。**一般的な著作権に関するご相談も随時受付**しております。

なお、**官公庁の皆様向けの特設サイト**もございます。→ <https://jrcc.or.jp/kankocho/>

また、**各新聞社の問合せ先**につきましては、**(一社)新聞著作権協議会(新著協)のWebサイト掲載の連絡先一覧**をご覧ください。→ <https://www.ccnj.jp/contact.htm>

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

事務局 契約担当

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4愛宕東洋ビル7F

TEL: 03-6809-1281 Email: [jrcc\\_info@jrcc.or.jp](mailto:jrcc_info@jrcc.or.jp)

<https://jrcc.or.jp/>

JRRC 